

講座・講習会

下水道サポーター養成講座

対市内に在住か通勤・通学の18歳以上。修了後、希望者は市の啓発活動などに参加

日2月2日(水)、9日(水)、15日(火)、22日(火)の13:30~16:00。全4回

内講座や施設見学で下水道について学習、意見交換など

申はがきか電話、ファクスで必要事項(4号左)と応募動機を、1月14日(金)(消印有効)までに、下水道局経営企画課(〒730-8586 住所不要)へ。先着20人 問☎504-2265、☎504-2429

離婚前後の親を支援する講座(託児付き)

対離婚を考える父母、ひとり親家庭の親など

日1月22日(土)13:00~16:00 場市総合福祉センター

内講演「別居、離婚のときを考えておきたいこと」、参加型プログラム「そのとき、あなたならどう考える?」など

申電話かファクスで、1月17日(月)までに、家庭問題情報センター広島ファミリー相談室へ。先着10人 問☎、☎246-7520(平日13:30~16:30)

パソコン講座「ゆっくり進める①ワード・②エクセル講座」

対パソコンの文字入力ができる人 日2月25日~3月11日の(金)①10:00~12:00、②13:30~15:30(各全3回) 場合人社ひと・まちプラザ

2月末まで「はたちの献血キャンペーン」を実施しています

新成人となる「はたち」の皆さんを中心に、献血のお願いをしています。

献血ルーム名、受付時間、場所、電話の表

※12月29日(水)~1月3日(月)は、通常の受付と異なります 問県赤十字血液センター ☎0120-150-554、☎245-8971

¥各3,500円 申往復はがき(〒730-0036 中区袋町6-36)かファクスで、必要事項(4号左)を、2月15日(火)(必着)までに。抽選各20人 問☎545-3911、☎545-3838 休1月17日

縦覧

都市計画の原案の縦覧

日1月4日(火)~18日(火)(平日のみ)

項目、区、地区名、縦覧場所の表

意見書の提出1月4日(火)~25日(火)(消印有効)に、都市計画課(〒730-8586 住所不要)へ ※意見書を提出できるのは、地権者などの利害関係者のみ 問☎504-2268、☎504-2512

募集します

けんみん文化祭ひろしま・市の祭典の参加団体

対市内で活動するグループ。原則小学生以上

内5月15日(日)に、JMSアステールプラザで開催する同祭典への参加団体の募集 分野 芸能、大正琴、銭太鼓、新舞踊、民謡民舞、吟詠剣詩舞、邦楽、合唱、和太鼓など。詳しくは申込書で

申所定の申込書を、2月14日(月)(必着)までに、文化振興課か同祭典実行委員会へ。申込書は同課、同委員会(西区三篠町三丁目10-2)、区民文化センター、公民館などで。応募多数の場合は

選考あり 問同委員会 ☎238-3450、☎238-1461

ボランティア「ひろしま歴史探検隊」募集説明会

対高校生*以上

日1月①22日(土)9:30~12:00、②29日(土)10:00~15:00。全2回 場①文化財団文化財課、②広島城、郷土資料館

内郷土の歴史や文化財の魅力を紹介する催しで活躍する同探検隊の概要説明、施設見学会 申1月4日(火)9:00から、電話で、同課へ。先着15人 問☎568-6511、☎568-6513

ASAZOOボランティアズ養成講座①動物ガイド、②作業

対次の全てに該当する人 ●平成19年4月1日以前に生まれた人 ●年間8日以上活動ができる人

日①2月26日(土)、3月12日(土)、4月3日(日)、②2月26日(土)、3月5日(土)の各いずれか1日

内①動物の特徴を解説、②花の植え替え、外壁塗装など

申所定の申込書を、1月21日(金)(必着)までに。申込書、募集案内は安佐動物公園で。選考各25人 問☎838-1111、☎838-1711 休(休)、1月1日

お知らせ

幼児教育・保育の無償化による利用費の請求受け付け

対子どもが次のいずれかを利用し、施設等利用給付認定(2・3号)を受けた保護者(支給上限あり) ●認可外保育施設(企業主導型保育事業所を除く) ●一時預かり ●病児保育 ●ファミリー・サポート・センター ●幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育 申請求書、領収証兼提供証明書、通帳などの写しを、1月14日(金)ま

でに、各施設か保育企画課へ。請求書は各施設か市HP、領収証兼提供証明書は各施設で。詳しくは市HPかお問い合わせを 問☎504-2153、☎504-2255

住宅における市営浄化槽の設置、引き取り

事業、内容の表

申電話で。詳しくはお問い合わせを 問下水道局管路課 ☎504-2719、☎504-2617

都市計画総合見直しに係る区域区分の変更について

内容、日時、場所の表

※公述の申し出が少ないか、ない場合、公聴会の時間を短縮するか中止します

※区域区分変更に伴う用途地域と防火・準防火地域の変更についても併せて行います

【公述の申し出方法】住所、氏名、電話番号、意見の要旨、理由を記入した公述申出書を1月4日(火)~18日(火)(消印有効)に、都市計画課(〒730-8586 住所不要)へ

安芸区スポーツセンターのスポーツスクール

対市内に在住か通勤・通園の人

申往復はがき(1組1枚)(〒739-0323 安芸区中野東二丁目3-1)で、必要事項(4号左)とコース、対象、性別を、1月15日(土)(必着)までに。抽選(前回未参加者優先)。定員未满是中止の場合あり

教室名、コース、対象、曜日、期間(回数)、時間、定員、参加料の表

問☎893-1998、☎893-1857 休(休)、1月1日~3日

告書(総括表、個人別明細書)を提出してください。【提出】1月31日(月)までに市民税課、市税事務所・税務室へ。給与支払報告書は同課、同事務所・同室、市HPで

問①固定資産税課(☎504-2127、☎504-2129)、②~⑤市税事務所・税務室、⑥市民税課(☎504-2089、☎504-2129)

市税事務所、担当区、②③、④⑤の表

税務室、②~⑤の表

●申告・提出は、できるだけ郵送か電子申告で 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、郵送①⑥は電子申告も可。電子申告については、エルタックスHPで)での申告・提出をお願いします ●掲載している内容について詳しくは、市HPで

催しもの

脱・温暖化!ひろしま(オンライン)

日1月21日(金)13:00~15:00

内地球温暖化と気候変動の影響への適応策についての講演

講師 イクレイ日本事務局長・内田東吾氏、広島工業大学環境学部教授・田中健路氏

申市HPか所定の申込書を、1月18日(火)(必着)までに、温暖化対策課へ。申込書は市役所市民ロビー、区役所で。先着200人 問☎504-2185、☎504-2229

ひろしまから生まれる音楽物語

日1月16日(日)14:30~17:00

場東区民文化センター

¥一般2,500(当日3,000)円、チケットは各区民文化センターなどで。詳しくはお問い合わせを

問☎264-5551、☎264-5774 休(月)(1月10日は除く)、1月1日、2日

市立大学芸術学部制作展「広島サイコー！」

日1月6日(木)~10日(祝)の10:00~20:00(最終日は18:00まで)

場合人社ひと・まちプラザ

内デザイン工芸学科3年生の作品約40点を展示 問☎830-1504、☎830-1823

税のお知らせ

償却資産の申告などは1月31日(月)までに

①償却資産の申告

固定資産税は、土地と家屋のほか、償却資産(事業用資産)にも課税されます。会社や個人で事業を営み、市内に償却資産を所有している人は、その所有状況を申告してください。

【申告】1月1日現在の状況を、資産の所在する区ごとに申告書を作成し、1月31日(月)までに、固定資産税課、市税事務所・税務室へ。申告書は同課、同事務所・同室、市HPで

②土地・家屋の所有者が亡くなった場合の、新たな所有者の申告

広島市内の土地か家屋の所有者が亡くなった場合、相続人など、新たにその土地か家屋を所有する人は、必要な事項を申告する必要があります(相続登記が完了している場合、申告は不要です)。

【申告】昨年中に、新たに所有したことを知った人は、次のいずれか遅い日までに、土地・家屋が所在する区を担当する市税事務所・税務室へ。申告書は同事務所・同室、市HPで

●1月31日(月) ●新たに所有したことを知った日の翌日から3カ月を経過した日

③住宅用地の申告・災害にあった住宅用地の申告

住宅用地には、固定資産税・都市計画税の軽減措置があります。昨年中に住宅の新築や取り壊し、店舗・事務所から住宅への用途変更などが行われた土地は、住宅用地の認定が変わります。昨年中に住宅を取り壊

し、1月1日現在、住宅を建て替え中の土地で、一定の要件を満たすものは、住宅用地として取り扱います。

また、災害により住宅が滅失か損壊した土地は、住宅が再建されていなくても、一定の要件を満たすものは、原則2年度分に限り、住宅用地として取り扱います。【申告】1月1日現在の状況を、1月31日(月)までに、土地が所在する区を担当する市税事務所・税務室へ。申告書は同事務所・同室、市HPで

④認定長期優良住宅の申告

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」による認定を受けて新築された住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、新築後一定期間、固定資産税が軽減されます。

【申告】1月31日(月)までに、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付した申告書を、住宅が所在する区を担当する市税事務所・税務室へ。申告書は同事務所・同室、市HPで

⑤耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修のいずれかを行った住宅の申告

耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修のいずれかを行った住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、改修後一定期間、固定資産税が軽減されます。

【申告】改修完了の日から3カ月以内に、申告書と必要書類を、住宅が所在する区を担当する市税事務所・税務室へ。申告書は同事務所・同室、市HPで

⑥給与支払報告書の提出

昨年中に給与の支払いをした事業主は、給与支払報